

栗原市犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和4年12月20日

栗原市長

栗原市条例第34号

栗原市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）及び宮城県犯罪被害者支援条例（平成15年宮城県条例第76号）に基づき、市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援を行い、もって犯罪被害者等を支え合う地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者（市の住民基本台帳に記録されていない者であつて、規則で定める事由のいずれかに該当することにより、現に市内に居住しているものを含む。）をいう。
- (2) 市民等 市民及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (3) 犯罪等 基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (4) 犯罪被害者 市民等のうち、基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過剰な取材等により受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいう。
- (6) 事業者 市内において事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (7) 関係機関等 国、宮城県その他の地方公共団体、警察その他の犯罪被害者等の支援を行う団体をいう。
- (8) 特定犯罪被害 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「支援法」という。）第2条第2項に規定する犯罪被害をいう。
- (9) 特定犯罪被害者 市民のうち、支援法第2条第3項に規定する犯罪被害者又はその遺族その他規則で定める者をいう。
- (10) 犯罪被害者等 犯罪被害者及び特定犯罪被害者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳

にふさわしい処遇を受ける権利が尊重されるよう行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に講ぜられなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、当該犯罪被害者等の立場に立った必要な支援を途切れることなく受けることができるよう講ぜられなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、市及び関係機関等による相互の連携及び協力の下で、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するものとする。

- 2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携及び協力するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分に配慮するよう努めるものとする。

- 2 市民等は、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深め、その事業活動において、二次的被害が生ずることのないよう十分に配慮するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労、勤務、休暇等について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、前項の規定による支援その他この条例に定める支援を総合的に実施するための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 市は、特定犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担を軽減するため、特定

犯罪被害者に対し、規則で定めるところにより、支援金の支給その他の必要な支援を行うことができる。

(支援の制限)

第9条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(広報及び啓発)

第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に発生した犯罪等による被害及び特定犯罪被害について適用する。